

是正指導の徹底

是正指導

1 是正指導とは

平成10年5月20日、広島県教育委員会は、文部省（現文部科学省）から本県並びに福山市の教育について、教育内容関係7項目、学校管理運営関係6項目において、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適正な実態があり、是正を図るとともに、少なくとも3年間、是正状況を報告するよう指導を受けた。

以来、法令等を遵守することを通して教育の**中立性**を確保し、職員団体等との適正な関係を確立するとともに、市町村教育委員会及び校長会との連携を強化し、その信頼関係を確かなものにしながら、校長権限の確立、ひいては県民から信頼される法令等に則った公教育の確立に努力してきた。また、県民、保護者に対し是正状況を明らかにするため、教育委員会会議及び県議会文教委員会において是正状況を報告するとともに、その内容を逐次ホームページなどに掲載するなど、**公開性**を重視して取り組んできた。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「是正指導」是正指導への取組

2 是正指導を受けるに至った背景・要因

学校の教育活動及び管理運営は、法令等に則り教育の中立性を確保しながら行わなければならない。

しかしながら、本県においては、県教育委員会が当面する課題の円滑な対応を優先するあまり、職員団体、同和教育研究団体及び様々な運動団体との交渉や話し合いに応ずる中で、しばしば幾多の妥協を余儀なくされてきた。

学校の管理運営においては、教職員の勤務管理、職員会議、主任制等に係る課題などを生み出した。中でも、主任制については、昭和51年の主任の制度化に伴い、職員団体の反対闘争を受けて、教育委員会が職員団体と「協定」、「覚え書」を交わしたり、命課に当たり、「主任等を命ずるに当たっては、職員会議の討議などを経て行うものとする。」という教育長訓令を定めたりしたことから、教育委員会や校長は、長くこれらに拘束されることとなった。

その結果、主任等の命課に当たり実質的に校長の意思が制約され、校務分掌との乖離や経験の浅い教諭が輪番制で命課されるなど、主任制本来の趣旨が徹底できないという状況が続いた。

また、教育内容面においても、学習指導要領を逸脱し、教育の中立性が侵されるなど、多くの課題を生み出した。

中でも、同和教育が全ての教育活動の基底にあるとした、いわゆる「同和教育基底論」により、一部の地域や学校において同和教育にさえ取り組んでいけばよいといった風潮や、「総括」などの名の下に同和教育の視点から、学校教育の全体を点検するなどの状

況があった。また、昭和 60 年 9 月 17 日に当時の広島県知事、広島県議会議長、広島県教育委員会教育長、部落解放同盟広島県連合会、広島県教職員組合、広島県高等学校教職員組合、広島県同和教育研究協議会、広島県高等学校同和教育推進協議会によって作成された、いわゆる「八者合意」文書は、学校における校長権限を著しく制約するとともに、法令等に逸脱した実態を生み出すこととなった。

さらには、平成 4 年 2 月 28 日、県教育委員会が職員団体及び運動団体に対して、国旗・国歌の実施を事実上制約する見解を示した、いわゆる「2・28 文書」は、その後の本県における学習指導要領に基づいた国旗・国歌の適正な実施を困難にしてきた。

このように、学校における誤った考え方及びそれに基づく不適切な風潮があったことや、県教育委員会が当面する課題の円滑な対応を優先するあまり安易な妥協を繰り返してきたことが、是正指導を受ける大きな背景や要因になった。

参考：本誌 資料 八者懇談会合意文書（いわゆる「八者合意文書」） P 226

3 是正指導を受けての取組状況

(1) 文部科学省への報告まで

県教育委員会では、この是正指導を、本県教育全体を根底から見直し正常化させていく機会と捉え、県民から信頼される公教育の確立に向け、法令等の遵守を通して教育の中立性を確保するとともに、「学校へ行こう週間」や「広島県教育委員会教育長のホームページ」の開設、県教育委員会広報紙「くりっぷ」などを通して、広く是正の状況を公開しながら、市町村教育委員会、校長等とともに改善への取組を進めた。その結果、多くの学校において、校長を中心とする責任ある学校運営体制が整うとともに、各市町村教育委員会や学校が自らの教育活動の実態やその成果と課題を県民に対して率直に公開して、いわゆる説明責任を果たそうとする姿勢が生まれてきた。

こうした状況を受け、平成 13 年 6 月、県教育委員会は、文部科学省に対して、これまでの取組の成果と今後の課題をとりまとめた「是正指導報告書」を提出し、一定の整理を行うとともに、更なる是正の徹底を図りながら残された課題に引き続き努めることとした。

文部省是正指導 3 年間の成果と課題

【成果】

- 県民の是正指導に対する理解・協力を得て、不適正な勤務実態の是正が図られるとともに、教職員の中に教育公務員としての自覚が見られるようになってきた。
- 「法令に則って実施する公教育」の確立に向け、市町村教育委員会・校長等が一体となって取り組む態勢づくりが進み、学習指導要領に基づいた教育実践及び研究が活性化した。
- 校長権限が確保されるに伴い、多くの校長がリーダーシップを発揮するとともに、主任等の働きが活性化し、組織的な校務運営が行われるようになってきた。

【課題】

- 一部の地域や学校においては、なお、教育内容及び学校管理運営に係る課題があり、学校や教職員が主体的に教育活動を展開できる体制をつくるため、より一層、教育の中立性を確保するとともに、是正指導の内実化を図る必要がある。

(是正の取組の成果と課題：平成13年度の当初のまとめ)

	文部省是正指導指摘項目	平成12年度の取組における成果	残された課題
教育内容関係	●卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱	○全ての公立学校の卒業式・入学式において完全実施	・儀式的行事としての指導内容・指導方法の充実 ・教育公務員としての職責の自覚
	●人権学習の内容	○学習内容、実施時間において一定の改善	・社会運動、政治運動との明確な区別
	●道徳の時間の名称、その指導内容	○不適正な名称については是正 ○適正実施校が増加	・標準授業時数の確保 ・全ての内容項目についての指導 ・学習指導要領に逸脱するおそれのある学習内容
	●国語の時間割	○不適正な名称については是正	・引き続き、適正を確保
	●小学校の音楽での国歌「君が代」の指導	○全ての公立小学校で実施	・国歌「君が代」の歌唱指導の徹底
	●授業時数及び単位時間	○1単位時間の不適正な運用については是正 ○総授業時数の改善	
	●指導要録の記入	○適正に記入	・指導に役立つ適切な記入の指導
学校管理運営関係	●教職員の勤務及び勤務時間に係る管理	○校長による研修・出張についての勤務管理の実施 ○不適正な実態については是正	・出張、研修等の適正な勤務管理の確保
	●主任等の命課の時期及び人選	○命課時期の早期化(4月12日最終) ○適格者の命課	・機能化と校内体制の整備
	●主任手当の抛出	○抛出者の減少	・主任制度及び主任手当の趣旨の徹底
	●職員会議の運営の実際等	○職員会議の位置付けの適正化(校務運営規程・組織図の改善、管理規則等の改正)	・校長の権限と責任による学校運営の適正化を確保
	●学校運営に係る校長と教職員団体学校分会との確認書等の状況	○校長権限を制約する確認書の締結校皆無	・引き続き、適正を確保
	●市町村立学校の管理運営に関する県教委の取組状況	○所管する学校の管理運営に万全を期する機運の醸成	・引き続き、適正化の指導を徹底

(2) 文部科学省への報告後の経緯

ア 是正指導報告書に対する文部科学省からの指導事項(平成13年6月21日)

【是正指導の取組に対する評価】

- 広島県教育委員会及び福山市教育委員会の精力的な取組により、是正指導の各事項に大幅な改善が図られたと評価
- 教育の中立性の確保や開かれた学校づくり等、教育改革の推進を評価

【今後の取組に対する指導】

- 次の事項に取り組むとともに、適宜、改善状況を報告すること
 - ・ 各市町村、各学校における是正の確実な定着を図ること
 - ・ 国旗掲揚・国歌斉唱、道徳及び人権に関する学習内容等の教育活動について、是正指導を継続し、内容面の定着と充実を図ること
 - ・ 主任制の機能化など校長を中心とした組織的な学校運営を確立すること
- 教育の公開性を重視し、開かれた学校、開かれた教育行政を推進すること
- 県民に信頼される公教育の確立のために、教育介入の排除と教育の中立性の確保を確実なものとする

イ 文部省是正指導の位置付けと対応方針

- (1) 法令等に則り、一層適正に学校運営及び教育指導が行われるよう、是正指導を徹底し内実化を図り、教育改革の基盤づくりをする。
- (2) 是正指導の徹底に当たっては、教育の公開性と中立性を柱に、市町村教育委員会及び校長と十分な連携を図るとともに、関係者の理解と協力を求める。
- (3) 是正指導に関する残された課題については、適宜、その是正状況の把握に努めるとともに、文部科学省及び県議会文教委員会に報告する。

ウ 平成 13 年 6 月（文部科学省へ報告）以降の課題

課 題 事 項	課 題 へ の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部地域の小・中学校において、学校要覧の記載内容に、教育の中立性を確保する観点から、不適切な表現がある。 ○ 一部の学校において、恒常的な短縮授業や授業カットがあり、授業時数確保が困難な実態がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校第 3 学年において、授業時数の県平均を大幅に下回る学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当地域におけるヒアリングの実施及び公立小・中学校の学校要覧についての実状把握を行い、是正を徹底する。 ○ 該当地域におけるヒアリングの実施及び県内全ての公立小・中学校の授業時数確保について調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の授業時数確保の状況を文部科学省へ報告する。 ・ 課題のある学校に対し訪問指導を行い、授業時数の確保について指導を徹底する。

エ 公立小・中学校における授業時数確保に関わる文部科学省の指導の概要

（平成 14 年 1 月 25 日）

【今回の問題の受け止め】

- 平成 13 年 6 月に、授業の 1 単位時間については平成 10 年度直ちに是正され、また、年間の総授業時数についても着実に改善が図られつつあると報告を受けていたが、未だ、恒常的に 1 単位時間を短縮したり、安易に授業カットを行ったりし、予定した授業時数に対して大幅に不足している学校があったことは、まことに遺憾である。
- 学校教育法施行規則第 54 条の「別表第二」に定める年間授業時数は、各教科等の内容を指導するために通常必要と考えられる授業時数を定めたものである。各学校においては、この学校教育法施行規則や学習指導要領に基づいて教育課程を編成・実施しなければならないが、今回のことは児童生徒に確かな学力を育成する観点から、看過できない問題である。

【今後の取組に対する指導】

- 課題のある学校については、所管の教育委員会を通じて、改善に努めるよう指導するとともに、その具体的な状況を把握すること、その際、当該市町村教育委員会及び当該学校がこのような状況に至った原因等を十分把握し、指導を徹底すること
- 新教育課程が始まる来年度に向け、県内の各学校において、年間の総授業時数が確保できるよう指導計画を早期に立案するとともに、継続して授業時数の確保に努めるよう、市町村教育委員会及び校長に対する指導を充実すること
- 上記の指導事項について、その実施状況を適宜報告するとともに、本年度終了後、全体の実施状況について報告すること

オ 是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングによる状況把握

（平成 14 年 8 月 19 日）

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 4 月 30 日までの期間を対象として、是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングを通して状況把握を行った。

その結果、多くの学校及び市町村教育委員会の意識が一層高まり、是正の確実な定着が図られているが、一部の学校や市町村教育委員会においては、主任制が有効に機能していないなど、依然として是正が不十分な状況があることから、これまでの取組を継続し、是正指導を徹底することとした。

参考：本誌 資料 是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングを通しての成果と課題（平成 14 年 8 月 19 日） P 220

カ 是正指導の内実化に係る課題（平成 15 年 11 月 19 日）

文部省是正指導の取組を進めた結果、一部に課題が残されているものの、県内の大半の学校において校長の権限と責任による学校運営が行われていると捉えていた。

しかし、尾道市立高須小学校問題で明らかになったように、外形的には正常な学

校運営がなされているように見えていても、その内実において、教職員の勤務及び勤務時間に係る管理、職員会議の運営、校務分掌組織と職務分担等に課題があることが判明した。

参考：本誌 資料 学校訪問指導（小学校 32 校，中学校 30 校）により，明らかになった課題（平成 15 年 11 月 19 日） P 221

キ 是正指導の内実化及び学校経営改革の推進状況に関わる実態調査の概要
(平成 16 年 6 月～9 月)

各教育事務所と広島市教育委員会が実施した実態調査において、是正指導の内実化等に係る 11 項目について聴取した結果、平成 10 年度当初の是正指導項目についてはほぼ完了し、学校経営改革関係の調査項目についても、おおむね良好であった。

今後、主任手当の抛出等、主任制を形骸化しようとする一部の動き等への取組を徹底するとともに、学校評価・人事評価等の新たなシステムの充実を図る必要がある。

(3) 教育改革への取組

文部科学省への報告の後、県教育委員会は、学校評価システム、自己申告による目標管理を基本とした新たな人事評価制度、学校評議員制度の導入、主幹教諭の設置、エキスパート教員の認証といった改革のための仕組みづくりを着実に進めてきた。また、改革のための仕組みづくりとともに、教育の中身づくりを進めるため、「基礎・基本」定着状況調査、共通学力テストにより、学校ごとの課題を明らかにして、授業改善に生かす取組を継続するとともに、知・徳・体の基盤となる、ことばの教育、キャリア教育、食育の推進に取り組んでいる。

さらに、平成 26 年 12 月に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、各学校において、児童生徒の主体的な学びを促す教育活動の実践に取り組んでいる。

4 是正指導の内実化に向けて

(1) 学校運営組織の見直しに係る国の動向

ア 校内組織及びその運営の在り方

中央教育審議会答申（平成 10 年 9 月「今後の地方教育行政の在り方について」）は、学校が個性や特色ある教育活動を展開するとともに、家庭や地域社会と連携・協力し、地域に開かれた学校運営を推進するために、次の観点から校務分掌、各種の会議、委員会など、校内組織及びその運営の在り方を見直す必要があると指摘している。

- 学校運営が校長の教育方針の下に円滑かつ機動的に行われる観点
- その透明性を確保し、保護者や地域住民に対して学校運営に係る責任の所在を明らかにする観点
- 家庭や地域社会との連携を強化する観点

イ 校長のリーダーシップ

学校運営が校長の教育方針の下に円滑かつ機動的に行われるという観点は、校長の権限と裁量の拡大に対応して、校内組織の在り方について、様々な校務を分担する組織体制の整備、スタッフ機能の重視、さらには保護者の意向を反映する仕組みなど、校長が学校運営においてリーダーシップを発揮するために必要な支援と補佐の機能を充実し強めていこうとする方向が示されている。

中央教育審議会答申では、個性や特色ある教育活動を展開するために校長に求められる資質や能力について、次のように示している。

- 教育に関する理念や識見をもっている。
- 地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮することができる。
- 教職員の意欲を引き出すことができる。
- 関係諸機関との連携連絡・折衝を適切に行うことができる。
- 組織的、機動的な学校運営を行うことができる。

ウ 職員会議，学校評議員，学校運営協議会の設置等に係る関係法令の改正

平成12年1月の学校教育法施行規則の一部改正により「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。」（第23条の2）と規定された。これにより、職員会議は、学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられた。

また、同時に学校評議員の規定を設け、「学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。」（第23条の3）とされた。

さらに、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。」（第47条の5）と規定された。これにより、コミュニティ・スクールの指定が可能となった。

（2）学校運営組織の見直しと校長権限の確立に係る本県の取組

本県においては文部省是正指導を契機として、また、中教審答申を契機として、学校運営組織の見直しを進めてきている。

ア 学校運営の適正化

是正指導以後、信頼される公教育の確立を目指して取組を進めてきた。

平成10年12月17日付け各県立学校長宛て教育長通達及び各市町村教育委員会教育長宛て教育長通知「学校運営の適正化について」は、教職員の勤務管理、職員会議、主任等の命課、学校運営に係る確認書等の適正化を取り上げているが、特に、主任等の命課については、次のように指摘している。

3 主任等の命課について

主任等は、各学校において教育活動が、適切な校務分掌のもと円滑かつ効果的に展開され、調和のとれた学校運営が行われるために重要な役割を果たすものである。また、いわゆる主任手当の支給は、主任等の職務を給与上評価して行われているものである。

については、教職員に対しこれらの趣旨を周知するとともに、特に次の事項に留意し、主任制度の適切な実施を図ること。

- (1) 主任等については、担当分野に関する豊かな経験や識見を有するなど適格な者を充てるものとし、各年度の当初に速やかに命課すること。
- (2) 主任等の果たす役割の重要性にかんがみ、主任等が制度の趣旨に則り、教職員の理解と協力のもと十分に機能するよう教職員及び各主任等に対する指導を徹底すること。
- (3) 主任等が校務分掌においてその職務内容と関係のないものに位置付けられているなど、明らかに不適切な命課が行われているようなことがあれば、速やかに是正すること。
- (4) 主任手当の抛出は、主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであり、このようなことが行われないう、教職員に対し主任制度等の趣旨の徹底を図ること。

イ 職員会議等の規定の整備等

職員会議，主任制，学校評議員，主幹教諭，指導教諭という学校運営組織の基本的な規定が整備された。

参考：本誌 資料 職員会議等の規定の整備等 P221

5 是正を風化させないために

(1) 是正の確実な定着

今後とも特に次の点に留意して，取組を進めていく必要がある。

ア 法規・法令等の遵守

卒業式・入学式における国旗掲揚，国歌斉唱の指導をはじめ，是正指導のそれぞれの項目については，学習指導要領に則って適切に行われるようになった。しかし，未だに飲酒運転やセクハラ行為などの非違行為が生起するなど，県民の信頼を著しく損なうような事案も見られる。法規・法令等の遵守は，公教育の基本理念であることを，常に忘れることなく，校内研修等で繰り返し徹底していくことが大切である。

イ 組織的な学校運営体制の点検・評価

組織的な学校運営を図るためには，学校経営目標の達成に向けて，各分掌等の主任が中核となって有機的に連携し，入学から卒業までを見通した指導体制が構築され，校長を中心として各教職員が課題や情報を共有しながら，学校がチームとして機能しているか，定期的に点検・評価することが大切である。併せて，学校評議員や学校関係者評価委員など，外部の目から改善状況を点検・評価し，その結果を基に，更なる改善を進める必要がある。

ウ 県民から信頼される学校づくり

今後も「中立性の確保」と「公開性の徹底」の原則の下，社会運動や政治運動との区別を明確に行うことに留意しつつ，保護者や地域住民等を招いた授業参観等の開催，ホームページや学校便りなどの広報活動を通じて，積極的に学校の情報を発信していくことが重要である。また，学校評議員，学校関係者評価委員等からの意見や評価，さらには，保護者の声，地域を真摯に受け止め，オープンで自由な空気の中，子供たちが主体的に伸び伸びと学ぶことができる風通しのよい学校づくりを引き続き進めていくことが大切である。

(2) 自律した学校経営に向けて

教育委員会による学校管理の時代を経て，現在，各学校では，自己管理による自律的な学校経営が進められている。今後，一層の充実・改善を図るために，次の視点をもって，不断の点検と改善をしていく必要がある。

ア 個々の教職員の力が十分に引き出され，信頼関係に基づいた自由な雰囲気，自由闊達に議論や意見の交換ができる学校になっていること。

イ 校長のリーダーシップの下，児童生徒を基点とし，教員一人一人が主体として自律的に学校経営に参画し，児童生徒の成長につながることを考えて組織的に動けること。

(3) 今後の方向性（平成27年12月9日県議会教育長答弁「今後の『学びの変革』の方向性について」より抜粋）

現在の本県教育は，是正指導以来の様々な改革・改善に取り組んできた結果，辿り着いたものであり，是正前の状況に戻るようなことは絶対にあってはならないと考えている。

これまでの取組により，「知・徳・体」のそれぞれの面で，着実に成果が表れているものの，グローバル化が急速に進展する中においては，子供たちに変化の激しい先行き不透明な社会をたくましく生きていくことができる資質・能力を育成する必要があると考え，「学びの変革」に取り組んでいるところである。

この「学びの変革」を着実に推進することにより，広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現に向けて取り組んでいく。

教職員の義務

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（地公法第 30 条）

教職員の服務義務は、教職員が職務を遂行するに当って守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）に分けられる。地公法の服務に関する規定のうち、前者に属するものとしては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）、職務に専念する義務（地公法第 35 条）があり、後者に属するものとしては、信用失墜行為の禁止（地公法第 33 条）、秘密を守る義務（地公法第 34 条）、政治的行為の制限（地公法第 36 条）、争議行為等の禁止（地公法第 37 条）、営利企業への従事等の制限（地公法第 38 条）がある。

これらの服務義務に違反する行為に対しては、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。（地公法第 29 条第 1 項）

1 職務の遂行に伴う義務

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）

（地教行法第 43 条－県費負担教職員について同趣旨）

ア 法令等に従う義務

法律に基づく行政を担保するためのもの。

イ 上司の職務上の命令に従う義務

組織としての一体性を担保するためのもの。職務上の命令には、職務遂行についての指示命令と、職務そのものではないが、職務の遂行に関連して必要な身分上の指示命令とがある。公務員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例、地方公共団体の規則等に従う義務がある。加えて、県費負担教職員は、勤務する当該市町の条例や規則等にも従わなければならない。当然、法規としての性格を有する学習指導要領にも則って職務を遂行しなければならない。

(2) 職務に専念する義務（地公法第 35 条）

勤務時間中は、その全力を挙げて職務に従事すべきことを規定したものである。例外が認められる場合として、休職、停職、育児休業、大学院修学休業、研修、休日及び休暇などがある。

勤務時間中における職員団体のための職員の行為の制限については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中においては職務に専念する義務を負うものであり（地公法第 35 条）、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することはできないものとされている。

法令等に特別の定めがある場合とは、専従許可を受けている場合のほか、次の場合又は期間であること（地公法第 55 条の 2、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第 2 条）。

ア 地公法第 55 条第 8 項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

イ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）第 7 条の 2、第 9 条及び第 10 条に規定する時間外勤務代休時間、休日及び代休日の期間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

ウ 勤務時間等条例第 12 条に規定する年次有給休暇の期間

エ 職員の給与に関する条例第 21 条第 1 項から第 4 項までの規定により給与の支給される休職の期間

【是正指導にかかわる事例】

国旗掲揚・国歌斉唱の実施

広島県教育委員会は、入学式や卒業式などにおける国旗掲揚、国歌斉唱について、学習指導要領に則り指導するよう、平成10年12月17日付けで、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに通知した。

市町村教育委員会においては、県教育委員会通知に従い、公立小中学校に対し指導したにもかかわらず、実施されなかった学校があった。

このことから、県教育委員会は、学習指導要領に違反し、国歌斉唱を実施しなかった小中学校の校長に対し懲戒処分を行った。

これらは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)(地教行法第43条-県費負担教職員について同趣旨)に従わなかったものとしてなされたものである。

確認書・覚書等の違法性

管理運営事項とは、地方公共団体の機関がその職務権限として行う地方公共団体の事務の処理に関する事項であって、これについては、職員団体の介入を許さず、また交渉の対象から除外されるものである。

しかし、一部の学校において、「学校教育方針、学校運営・行事・校務分掌等は、職員会議で決定し行うこと。」「主任手当を抛出ししない者は、主任に命免しない。」等記載された確認書や覚書等が交わされていた。

これらの確認内容は、まさに管理運営事項であり、勤務条件の決定に関して結ぶことが可能な書面協定(地公法第55条第9項)とは全く異質なものである。こうした違法性のある内容を確認することは極めて不適切であるといえる。

したがって、職員会議を最高議決機関として位置付けることや、校長が行う主任の命免に制約をかけることは、校長の責任と権限(学教法第37条第4項)を制限するものであり、法令等に違反するものとして是正指導を行った。

主任手当抛出の問題性

主任制度は、各学校において教育活動が適切な校務分掌のもと円滑かつ効果的に展開され、調和のとれた学校運営が行われるために重要な役割を果たすものであり、主任手当は、主任の勤務実績に応じ、特殊勤務手当として支給されるものである。

しかし、主任制度に反対し、主任手当が職員団体に抛出されているという不適切な実態がある。主任手当を職員団体に抛出することは、主任が適正にその職務を行っているかについての疑義を招き、公教育に対する県民の信頼を損なうものであるとともに主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものである。

県教育委員会は、県立学校長会議や市町教育長会議などにおいて、全教職員に主任手当の意義について周知するとともに、主任の命課に当たって、主任制の意義について十分理解している教員を充てるよう指導している。

勤務時間及び勤務の管理

教職員の勤務時間について、「休息時間は勤務時間の最終部におき、その直前に休憩時間を置く。下校時刻は、休憩開始時刻とする。」などの不適切な職場協定書が結ばれ、実際この項目どおり、勤務を終了している実態があったり、教職員が勤務時間中に学校を離れる場合、校長がその勤務形態を十分に把握していないなど、勤務管理上の問題がある学校が存在した。

とりわけ、時間外勤務にかかわっては、過去において書面協定が交わされる中で、「回復措置」として、勤務時間の短縮など不適正な取扱いがなされている実態があった。

法令等には、「回復措置」及びこの具体的取扱いについて、明文化されたものはなく、文部事務次官通達(昭和46.7.9)における時間外勤務に関する留意事項の中で、「やむを得ず長時間の時間外勤務をさせた場合は、適切な配慮をする…こと」とされているが、条例・規則に規定されていない形で時間外勤務時間相当分の時間回復はありえないとの判決が下されている。<横浜市人事委員会事件(平成10年4月30日)の最高裁判決>

< 参考 >

[横浜地裁判決要旨（平 6 . 8 . 30）]

やむを得ない事由があつて時間外勤務がなされる場合に「十分な配慮」がなされるべきことは当然であるが、「十分な配慮」は、法令、条例等により許された方法でなされるべきである。

職員にどのような休暇を与えるかは、条例で定めるべきである（地公法第 24 条第 6 項「勤務条件は、条例で定める。」）が、条例には時間外勤務をしたことの代償としてその時間外勤務時間と同じ時間の有給休暇を与えることができる旨の規定はない。

条例は、勤務を要しない日または休日に勤務した場合の代休等について規定を設けているのに、時間外勤務をした場合の代休等については規定を設けていないことは、時間外勤務の場合には代休等を与えない趣旨と解することができる。

仮に覚書により「時間による回復措置」について合意がなされたとしても、その合意は、条例の根拠に基づかないで、職員に対し、条例に定める休暇とは別の休暇を与えるもので、法律に反することは明らかである。

（同判決は、東京高裁判決（平 8 . 4 . 25）、最高裁判決（平 10 . 4 . 30）においても支持）

任意団体の業務に従事するための出張

出張とは、「職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。」（職員の旅費に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号）と定義されている。

このことにかかわり、主たる職務として授業その他の日常的業務を有して、学校に勤務する教員が割り振られた勤務時間の大半を、恒常的に在勤地を離れ任意団体の業務に従事している実態が問題視された。

このことから、これまでの判例（昭 45 . 6 . 8 山口地裁判決）や行政事例（文部省初等中等教育局長回答 昭 30 . 9 . 20）等をもとに精査した結果、割り振られた勤務時間の大半を、恒常的に在勤地を離れ任意団体の業務に従事している実態は、在勤校の校務であるとは言い難いとの結論に達し、是正がなされたところである。

2 公務員としての身分上の義務

職務遂行とは必ずしも直接関係するものではないが、全体の奉仕者としての立場から定められている義務や制約がある。

（1）信用失墜行為の禁止

教職員は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行によって公務に対する住民の信頼を裏切らないよう、信用を保つべきことが規定されている。

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（地公法第 33 条）

公務員は住民の信託を受けて、住民全体の奉仕者として公務に従事することから、職務上及び職務外の行動に関して、一般の住民に比べより高度の行動規範が求められている。

（2）秘密を守る義務

秘密を公表することによって、公益を害したり（入札価格の漏えいなど）、住民の個人的利益を損ねたり（プライバシーの侵害等）するおそれがあると同時に、そのことが行政全体に対する住民の信頼を損ねる結果にもなることから、公務員に義務付けられたものである。

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。（地公法第 34 条第 1 項）

（3）政治的行為の制限（教特法第 18 条→国公法第 102 条→人事院規則 14-7）

公務員は、政治活動について一定の制約を受けており、とりわけ教員について

は、より厳しく政治的中立の保持が求められている。

教職員の選挙運動については、次に挙げる二つの特別の制限がなされている。

ア 「教育の政治的中立の確保」の要請に基づく制限

教育基本法第14条第2項では、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」としている。つまり、学校教育においては、政治的中立性を確保するために、児童生徒に対し、政治的に一方的に偏した教育を行ってはならないことを明文化しており、また、公職選挙法第137条においても、教育者が学校の児童生徒に対し、その地位を利用して選挙運動を行うことを禁止している。

イ 「公務員の政治的中立の確保」の要請に基づく制限

全体の奉仕者たる公務員は、特定の政党や候補者のために選挙運動を行い、行政の継続性や、安定性を失し、公正であるべき行政の信頼を確保できないことがないよう制限がある。

職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、…政治的行為をしてはならない。（地公法第36条第2項）

公立学校教員については、教育を通じて国民全体に奉仕するというその職務と責任の特殊性（教特法第1条）に基づき、その政治的行為の制限は、当分の間、国家公務員の例によることとされており（教特法第18条）、国家公務員法第102条及び人事院規則14-7で規定する政治的行為が禁止されている。

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。（教特法第18条第1項）職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、…人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。（国家公務員法第102条第1項） 内容省略（人事院規則14-7）〔政治的行為〕

つまり、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、他の地方公務員の政治的行為とは異なり、また、制限の地域は勤務地域だけでなく全国に及ぶものである。

なお、これらは公務員としての身分に基づく制限であるため、勤務時間内外を問わず禁じられるとともに、年次有給休暇や休職中（組合専従を含む）、育児休業等、実際職務に従事していない者であってもなんら異なる扱いを受けるものではない。

具体的には、例えば、職員室においての特定政党の機関誌配布、特定候補者のポスター掲示またはビラ配布等がある。

一方、公職選挙法については、公正な選挙の確保を目的として、公務員の立候補制限（公職選挙法第89条）、公務員の地位利用による選挙運動の禁止（公職選挙法第136条の2）等の規定がある。

< 参考 > 教育の政治的中立

教育基本法第14条では、第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定したうえで、第2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、

又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定め、学校の教育活動が一党一派の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしている。法律上は「学校は」と規定されているが、学校の構成員である教員は、学校の教育計画に従って教育を行うのであり、その学校教育活動のなかで教員個人が党派的政治教育を行うことも当然禁止される。

例えば、教員が授業で子どもに対して特定政党のイデオロギーに基づく教育を行うことはもちろん、このような教育を校外、例えば家庭訪問の際に行うことも許されない。

ところで、教員自身が自制しても、教員に大きな影響力を持つ外部勢力がそのような教育を実施させようとする場合には、教育の政治的中立性の確保は困難となる。そのため、教員に強い影響力を持つ職員団体等を通じ、外部から教唆し煽動しようとする者を排除する必要から、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（中確法）が制定されており、このような外部からの違法な圧力に対し、罰則規定により歯止めをかけ、教育職員の自主性を擁護するとともに教育の政治的中立性を確保することとしている。

（４） 争議行為等の禁止

争議行為とは、同盟罷業、怠業等労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものである。

職員は、…同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。（地公法第 37 条第 1 項）

労働基本権（団結権・団体交渉権・争議権）について、公務員は「全体の奉仕者」であることから、一定の制限が設けられたものである。

（５） 営利企業への従事等の制限

教職員は、全体の奉仕者であること、また、職務専念義務を課せられていることから、営利企業に従事することを禁止されている。また、営利企業に従事するときは、教育委員会の許可を受けることが義務付けられている。

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする…会社その他の団体の役員その他…地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。（地公法第 38 条第 1 項）

ア 地方公務員は、任命権者（県費負担教職員の場合は、地教行法第 47 条により市町村教委）の許可を受けなければ、

（ア） 営利を目的とする会社その他の団体の役員等に就任すること

（イ） 自ら営利企業を営むこと

（ウ） 報酬を得て、他の事務、事業に従事すること

はできないとされている。（地公法第 38 条第 1 項）

この趣旨は、概ね次の 3 点に集約される。

- ・ 職務の公正の確保
- ・ 職務専念義務の確保
- ・ 職員の品位の保持

また、他の職員の職を兼ねる場合には、給与を受けてはならないと規定されている。（地公法第 24 条第 3 項）

イ 教育公務員の場合は、特例が設けられており、一般の地方公務員より制限が

緩和されている。

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。(教特法第 17 条第 1 項)

ウ イの「教育に関する他の事業若しくは事務」の範囲は、国立学校の教員についての行政実例に照らして公立学校の教員についても判断することとされている。

エ その他の留意点

(ア) 地公法第 38 条、教特法第 17 条の規定は、あくまでも本務の遂行に支障がないと任命権者が認めた場合に限り、職員に権利として与えられるものではない。

(イ) 許可または承認が必要とされる兼職・兼業を故意に申請しない場合はもちろん、許可または承認が必要ないと考えて結果的に申請しなかった場合にも、懲戒の対象となり得る。

3 職員の服務規律の確保

(1) 全国の懲戒処分の状況

- 平成 28 年度中に懲戒処分を受けた公立学校の教育職員数（監督責任による処分は除く。）

懲戒処分		合計（訓告等含む）	
923 人	前年度比 20 人減	8,038 人	前年度比 1,718 人増

- 平成 28 年度児童生徒への体罰により懲戒処分を受けた教育職員数

懲戒処分		合計（訓告等含む）	
162 人	前年度比 12 人減	654 人	前年度比 67 人減

* 広島県：懲戒処分 0 人，訓告等を含めた合計 17 人

- 平成 28 年度わいせつ行為等を行ったことにより懲戒処分を受けた教育職員数

懲戒処分		合計（訓告等含む）	
197 人	前年度比 2 人増	226 人	前年度比 2 人増

* 広島県：懲戒処分 3 人，訓告等を含めた合計 4 人

(2) 本県における服務規律の確保に向けた取組

児童生徒への体罰の状況について、平成 25 年 8 月に実態把握のアンケートに基づく調査結果を通知するとともに、平成 25 年 1 月に通知した研修資料を活用した体罰等の根絶に向けた取組の徹底を図った。しかし、服務規律確保に向けた様々な取組にもかかわらず、一部の教職員による不祥事が相次いで発生し、その中には、所属職員を指導監督し、不祥事防止の先頭に立つべき管理職の事案も含まれていたことから、平成 25 年 12 月に教育長から「緊急メッセージ」を發出し、不祥事根絶のための取組を徹底した。

これらの取組により不祥事の発生は一旦減少傾向を見せたものの、平成 27 年度、教職員によるわいせつ・セクハラ事案が 6 件発生し、さらに平成 28 年 5 月には、県立学校の教頭が児童福祉法違反等の容疑により逮捕される事案が発生し、広島県の教育に対する信頼が大きく揺らいだ。

このような状況に対して、平成 28 年 5 月 12 日、教育長から全教職員に対して不祥事防止に向けたメッセージを発出するとともに、5 月 18 日には臨時県立学校校長会議を開催し、不祥事防止に向けた取組の一層の徹底が指示された。

また、平成 28 年 8 月 26 日には、平成 26 年 4 月に作成した研修資料の増補版として、わいせつ・セクハラ事案に特化した研修資料「教職員による不祥事の根絶－信頼され続ける教職員であるために－（自らも過ちを犯し得る存在）」を通知した。

さらに、平成 29 年 12 月 22 日には、パワーハラ事案に特化した研修資料「教職員による不祥事の根絶－信頼され続ける教職員であるために－（パワー・ハラスメントのない、より働きやすい職場づくりに向けて）」を通知し、不祥事根絶に向けた取組の徹底を図っている。

〔参考〕教職員の服務規律の確保（不祥事の根絶）に向けた主な取組（通知等）

平成 11 年 6 月	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する基本方針」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の策定及び「職場等における性的な言動に起因する問題の防止等について」の通知
平成 14 年 12 月	「広島県教育関係職員倫理要綱」の策定
平成 17 年 3 月	「懲戒処分の指針」の策定
平成 17 年 4 月	研修資料「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて」
平成 18 年 10 月	研修資料「不祥事防止のための各学校における取組み工夫集」
平成 19 年 8 月	研修資料「体罰の防止と適切な生徒指導を進めるために」
平成 19 年 12 月	研修資料「教職員による不祥事の根絶」
平成 21 年 3 月	教育長「緊急メッセージ」の発出
平成 21 年 12 月	体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置等について
平成 22 年 1 月	「不祥事根絶対策専門家会議」の提言
平成 22 年 12 月	「不祥事防止委員会」の設置
平成 23 年 3 月	研修資料「教職員による不祥事の根絶」の改訂版の作成・配付 教育委員会教育委員長「緊急アピール」の発出
平成 24 年 2 月	「不祥事防止のための緊急アクション」について
平成 24 年 4 月	「懲戒処分の指針」の一部改正
平成 24 年 5 月	「教職員によるわいせつな行為等の再発防止について」の通知
平成 24 年 6 月	「職員による飲酒運転の撲滅について」の通知
平成 25 年 1 月	研修資料「教職員による不祥事の根絶（飲酒運転の防止）」
平成 25 年 3 月	研修資料「教職員による不祥事の根絶（体罰等根絶）」
平成 25 年 8 月	「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知
平成 25 年 8 月	「体罰に係る実態把握のアンケートに基づく調査結果について」の通知
平成 25 年 12 月	「体罰根絶に向けた取組の徹底について」の通知
平成 26 年 1 月	「『緊急メッセージ』及び不祥事根絶のための取組の徹底について」の通知
平成 26 年 4 月	「不祥事根絶のための取組の徹底について」の通知 「セクシュアル・ハラスメント等及びパワー・ハラスメントの防止に向けた研修資料について」の通知
平成 27 年 7 月	研修資料について
平成 28 年 2 月	教職員による不祥事の再発防止について 教職員による不祥事の再発防止について
平成 28 年 5 月	教育長から全教職員へのメッセージ、臨時県立学校校長会議
平成 28 年 8 月	「わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた研修資料について」の通知
平成 29 年 12 月	「パワー・ハラスメントの防止に向けた研修資料について」の通知

参考 P 218 「教育長から全教職員へのメッセージ」（H28. 5. 12）

P 218 「緊急メッセージ」（H25. 12. 25）

P 219 「緊急アピール」（H23. 3. 10）

P 219 「緊急メッセージ」（H19. 12. 5）

学習指導要領等に基づいた指導

学習指導要領は、学校教育法施行規則第 52 条において「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」と示されているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。

したがって、是正指導の内実化を図る上においては、各学校が、国が定めた教育課程の基準である学習指導要領に基づいて教育課程の編成及び実施をしなければならない。

1 学習指導要領等に基づいた教育課程の編成

我が国の学校教育については、日本国憲法に則り、その目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

学校教育は、これらの法令に則って適正に行われるべきものであり、教育活動が組織的・継続的に実施されるためには、各学校が教育目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

教育課程の編成及び実施に当たっては、各学校において、その根拠となる学習指導要領等に則り、地域や学校の実態及び幼児児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮して、創意工夫し、効果的に教育活動を展開することが必要である。

そのためには、各学校において、全ての教職員が、教育課程に関する法令の法体系全体を十分理解するとともに、学習指導要領及び学習指導要領解説を熟読し、各教科、特別の教科道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標や内容をしっかり把握することが極めて大切である。

2 教育課程編成について

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

小学校学習指導要領（平成 29 年） 第 1 章 第 1 の 1

（1）教育課程編成の主体

各学校には、校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

小学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年） 第 3 章 第 1 節 1（1）

（2）教育課程編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されていることから、各学校において教育課程を編成、実施する場合においても当然これらの規定に従わなければならない。

(政治教育)

第 14 条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第 15 条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

イ 幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、幼児児童生徒の心身の発達段階の特性及び学校や地域を十分考慮すること

幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指すということは、まさに教育基本法や学校教育法の規定に根ざした学校教育の目的そのものであり、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、幼児児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。

3 学習指導要領の法的性格

学習指導要領は、国会で制定された「学校教育法」の規定を受けて「学校教育法施行規則」で定められており、法体系に位置付けられていることから、国民の権利義務に関係する「法規」としての性質を有するものと解される。

学校教育法 第 33 条

小学校の教育課程に関する事項は、第 29 条及び第 30 条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第 25 条 (幼稚園)、第 48 条 (中学校)、第 52 条 (高等学校)、第 77 条 (特別支援学校)

学校教育法施行規則 第 52 条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第 38 条 (幼稚園)、第 74 条 (中学校)、第 84 条 (高等学校)、第 129 条 (特別支援学校)

小学校学習指導要領 (平成 29 年) (幼稚園、中学校、高等学校、特別支援学校)

「学習指導要領は、小学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準である。」(小学校学習指導要領解説 総則編)

(参考) **学習指導要領の法規としての性質に関する判決例**

伝習館高校事件 (平成 2 年 1 月 18 日 最高裁判決 昭和 59 年 (行ツ) 第 45・46 号) 《抜粋》

「高等学校学習指導要領 (昭和 35 年文部省告示第 94 号) は法規としての性質を有するとした原審の判断は、正当として是認することができ、右学習指導要領の性質をそのように解することが憲法 23 条、26 条に違反するものでないことは、最高裁昭和 43 年 (あ) 第 1614 号同 51 年 5 月 21 日大法院判決の趣旨とするところである。」

「高等学校の教育は、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とするものではあるが、中学校の教育の基礎の上に立って、所定の修業年限の間にその目的を達成しなければならず（学校教育法 41 条、46 条参照）、また、高等学校においても、教師が依然生徒に対し相当な影響力、支配力を有しており、生徒の側には、いまだ教師の教育内容を批判する十分な能力は備わっておらず、教師を選択する余地も大きくないのである。これらの点からして、国が、教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要がある、特に法規によってそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存在するのである。」

また、旭川学力テスト事件（昭和 51 年 5 月 21 日 最高裁判決）や大阪府立東淀川高校日の丸掲揚損害賠償請求事件（平成 8 年 2 月 22 日 大阪地裁判決）などにおいても同様に学習指導要領の法規としての性質を認める判決が出されている。

4 学校における国旗及び国歌の取扱い

幼児児童生徒が、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てることが大切である。

学校における国旗及び国歌の取扱いについては、学習指導要領等に次のとおり示されている。

学習指導要領等における国旗及び国歌の取扱い

		平成 29 年告示学習指導要領等
幼稚園		第 2 章 ねらい及び内容 環境 2 内容 (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。 3 内容の取扱い (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句などの我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
	小学校	〔第 3 学年〕 3 内容の取扱い (2) ウ イの(イ)については、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。 〔第 4 学年〕 3 内容の取扱い (4) イ 国際交流に取り組んでいる地域を取り上げる際には、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。 〔第 5 学年〕 3 内容の取扱い (1) ウ イの(イ)の「主な国」については、名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げる。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。 〔第 6 学年〕 3 内容の取扱い (3) ア アについては、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。
中学校	音楽	第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 1 (5) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
	社会	〔公民的分野〕 3 内容の取扱い (5) ア(イ) アの(イ)の「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。
高等学校等	音楽	第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。
	社会	第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。
		平成 21 年告示学習指導要領等
高等学校等	音楽	第 3 指導計画の作成と内容の取扱い 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。